

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6					
保存 期間	常(0)年	年	月	日	まで	

会第585号
平成30年12月19日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察建設工事一般競争入札事務処理要領の制定について（通達）

岐阜県警察の建設工事に係る一般競争入札事務については、「岐阜県警察一般競争入札事務処理要領」（平成19年6月26日付け会第520号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、「岐阜県建設工事一般競争入札実施要領」（平成13年4月1日付け工検第9号）及び「岐阜県警察建設工事入札参加者選定要領」（平成13年5月15日付け会第353号）の改正により、取扱いの変更が生じたため、新たに別添のとおり「岐阜県警察建設工事一般競争入札事務処理要領」を制定して平成31年1月1日から施行することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同施行日をもって廃止する。

別添

岐阜県警察建設工事一般競争入札事務処理要領

第1 目的

この要領は、「岐阜県建設工事一般競争入札実施要領」（平成13年4月1日付け工検第9号。以下「実施要領」という。）に基づき、岐阜県警察本部が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下「工事」という。）において、一定の資格要件を満たした者による条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事務手続

- 1 一般競争入札に関する事務手続は、別紙1のとおりとする。
- 2 一般競争入札の事務手続に当たっては、別紙2又は別紙3に示す標準的日数を参考に行う。
なお、1件の工事費が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める額以上となる工事（以下「WTO対象工事」という。）については、別紙4に示す標準的日数を参考に行う。
- 3 1件の工事費が1千万円以上の工事を所管する所属（以下「事業課」という。）は、一般競争入札の参加資格のうち次に掲げる(1)から(3)までの原案を、工事発注要件書（第1号様式。以下「要件書」という。）により当該工事を発注する所属（総務室会計課又は県内各警察署をいう。以下「会計課等」という。）に提出する。
 - (1) 同種工事の規模
 - (2) 配置予定技術者が必要とする資格
 - (3) 個別の工事に応じて必要と認める資格
- 4 会計課等は、提出された要件書を参考に、「岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会事務処理要領」（平成11年12月1日付け会発第740号。以下「処理要領」という。）に定める入札参加資格要件調書（処理要領第1号様式の2）を作成し、参加資格要件の原案を「岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会運営要綱」（平成11年12月1日付け会発第739号。以下「要綱」という。）に定める警察部会（以下「警察部会」という。）の審議に付する。

なお、1件の工事費が5億円以上の対象工事の場合は、岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程（昭和52年岐阜県訓令甲第16号ほか）に定める岐阜県建設工事入札参加資格委員会（以下「県資格委員会」という。）の審議に付するものとする。

第3 公告等

- 1 警察部会又は県資格委員会の審議に付した後、会計課等は速やかに入札公告共通事項（実施要領第1号様式）、標準入札公告例（実施要領第2号様式）及び標準入札説明書例（実施要領第3号様式）により入札公告及び入札説明書（WTO対象工事のみ）を作成し、岐阜県公報（WTO対象工事のみ）、インターネット（ぎふポータル上で岐阜県が公表する一般競争入札公告をいう。以下「入札情報サービス」という。）により公告するとともに、新聞で公表する。
- 2 1に規定する新聞での公表は、次に掲げる(1)から(3)までの日刊業界紙に対して日刊業界紙への公表依頼記載例（第2号様式）によりFAX連絡書を作成し、電送することにより行う。
 - (1) 日刊建設工業新聞
 - (2) 日刊建設通信新聞
 - (3) 建通新聞
- 3 特定建設工事共同企業体を対象とする一般競争入札の場合は、特定建設工事共同企業体について（実施要領第4号様式）を加えるものとする。

第4 設計図書の閲覧及び配布

- 1 設計図書の閲覧及び配布の方法は、原則として電子入札システムにより行うものとする。
- 2 設計図書の閲覧及び配布の期間は、入札公告を開始した日から開札の日までとする。

3 1及び2については、入札公告において明らかにするものとする。

第5 発注基準

一般競争入札の参加資格要件は、「岐阜県建設工事一般競争入札発注基準」（平成19年3月30日付け技第1043号。以下「県発注基準」という。）に基づき、工事ごとに定めるものとする。

第6 発注基準の特例

1 第5の規定にかかわらず、次に掲げる(1)から(3)までの工事の参加資格要件は、県発注基準第3の規定に基づき、別紙5（工種別入札参加資格要件）のとおりとする。

- (1) 交通信号機工事
- (2) 道路標識工事
- (3) 道路標示工事

2 1に掲げる工事のうち、1件の工事費が1億円以上の対象工事において、特定建設工事共同企業体による入札参加が必要と認められる場合は、要綱に定める総務室分科会（以下「総務室分科会」という。）の審議に付して入札参加資格要件を決定するものとする。ただし、1件の工事費が3億円以上の対象工事については、総務室分科会における予備審査の上、警察部会の審議に付して決定するものとする。

第7 入札参加の申請

一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより申請するものとする。ただし、紙入札方式の場合は、会計課等へ入札参加申請書（実施要領別記様式1。以下「申請書」という。）の持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

第8 入札参加資格の確認

1 一般競争入札前の参加資格の確認は、電子入札システム又は提出された申請書により形式的な確認を行うものとし、申請書提出期限の翌日から2日以内（閉庁日を除く。以下同じ）に、電子入札システム等により入札参加通知書（実施要領第6号様式）を送付する。

2 一般競争入札後の参加資格の確認は、次により行うものとする。

- (1) 落札候補者の入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は落札決定を保留する。
- (2) 会計課等は、原則として開札日の翌日から起算して2日以内に、落札候補者に対し実施要領第11条に規定する資料を提出させ、参加資格の確認を行う。
なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次順位者の入札参加資格を確認する。
- (3) 会計課等は、審議資料（第3号様式又は第3号様式の2）及び入札参加資格確認（入札参加業者選定）調書（処理要領第1号様式）により、警察部会の審議に付して落札候補者の参加資格の確認をする。
なお、1件の工事費が5億円以上の対象工事の場合は、県資格委員会の審議に付して確認する。
- (4) 申請書等は、会計課等で保管する。

第9 落札決定

会計課等は、警察部会又は県資格委員会の審議終了後速やかに、すべての入札者に対し、電子入札システム等により落札者決定通知書（実施要領第8号様式）を送付する。

なお、入札参加資格を満たしていないと認められた者があった場合は、入札参加資格不適格通知書（実施要領第7号様式）を通知し、実施要領第13条に規定する手続の終了後に、すべての入札者に対して落札者決定通知書を送付する。

第10 入札結果等の公表

入札結果の公表については、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（令和4年6月23日付け森保第211号ほか）に基づき、入札情報サービスにより公表するとともに、一般競争入札の結果等の公表について（第4号様式）により会計課等において閲覧に供する。

なお、閲覧期間は入札執行日から翌年の当該応当日までとする。

第11 共同企業体

対象工事を特定建設工事共同企業体による一般競争入札とする場合は、この要領のほか「岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領」（平成13年9月20日付け工検第165号）による。

附 則（平成30年12月19日付け会第585号）

この要領は平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和元年7月4日付け会第379号）

この要領は令和元年7月4日から施行する。

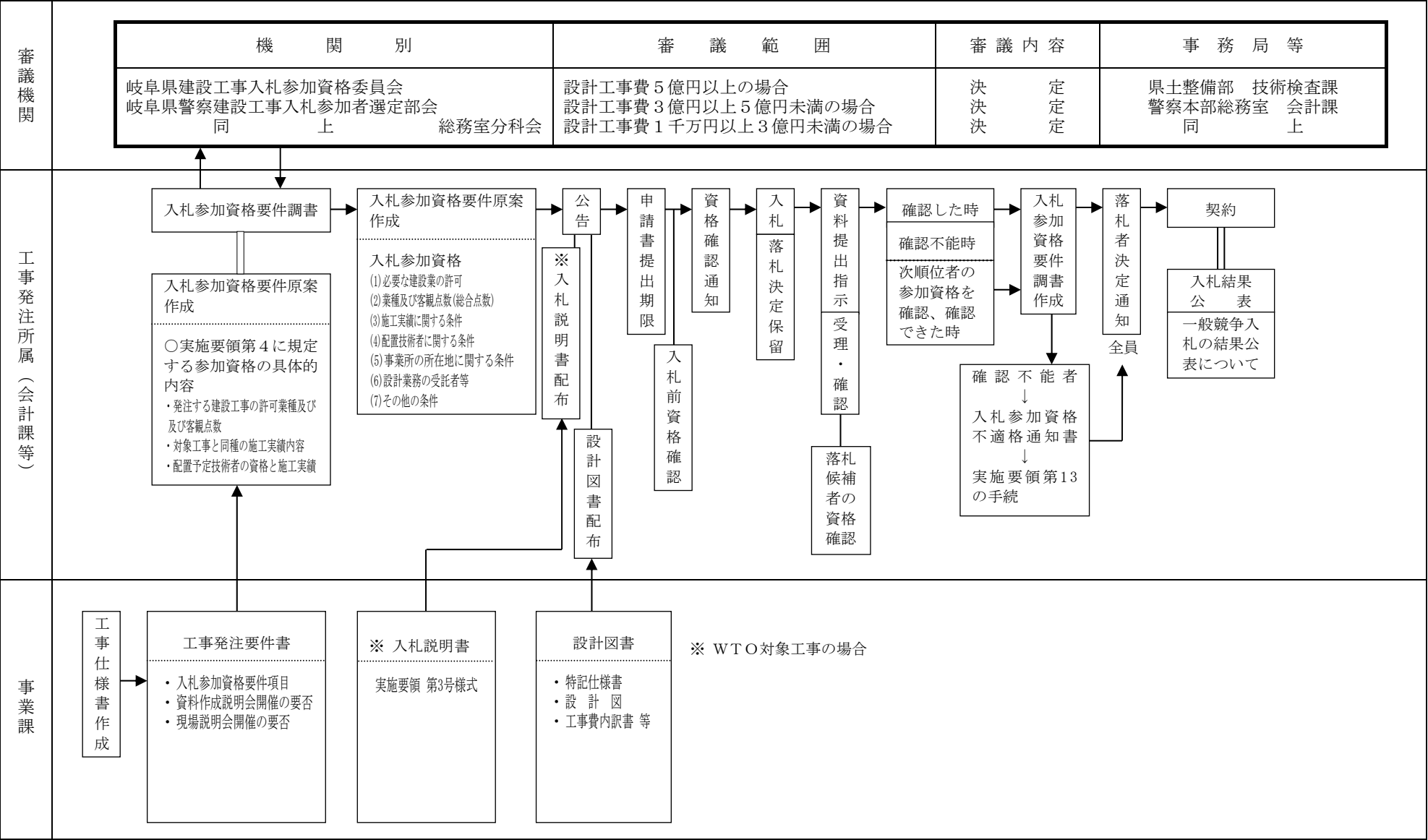
附 則（令和4年6月20日付け会第693号）

この要領は令和4年6月20日から施行する。

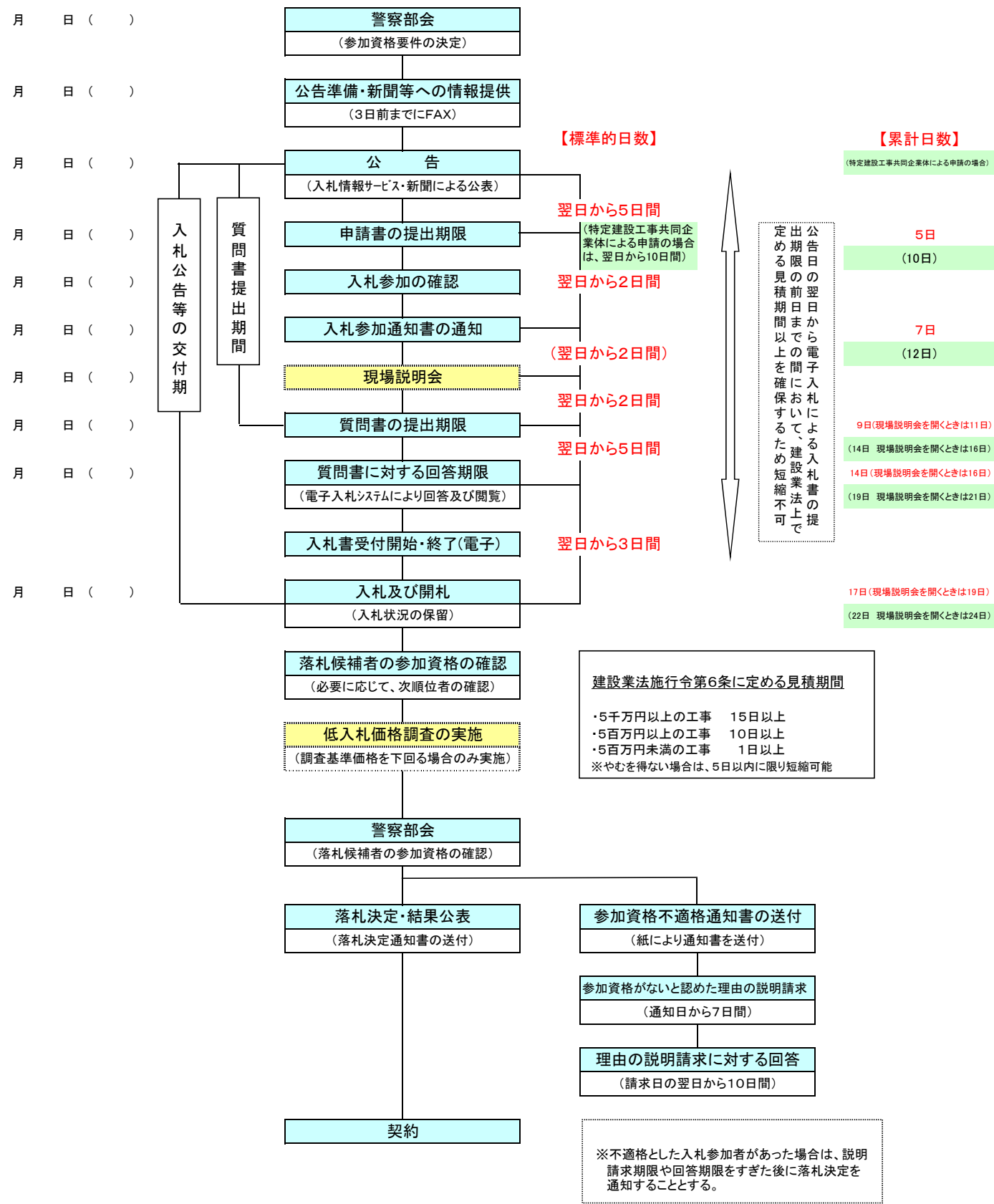
附 則（令和5年2月8日付け会第72号）

この要領は令和5年2月8日から施行する。

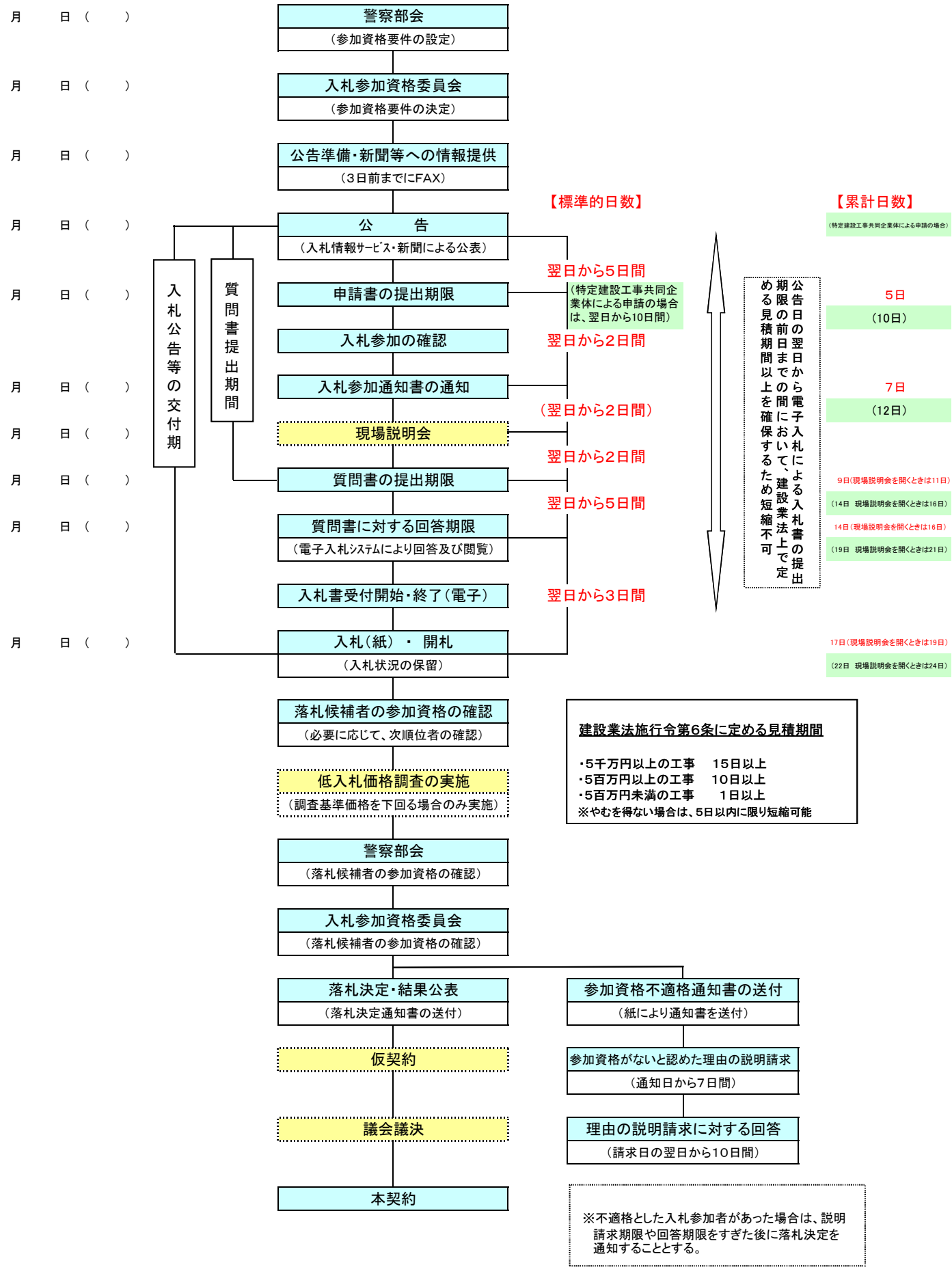
岐阜県警察建設工事一般競争入札事務処理の流れ



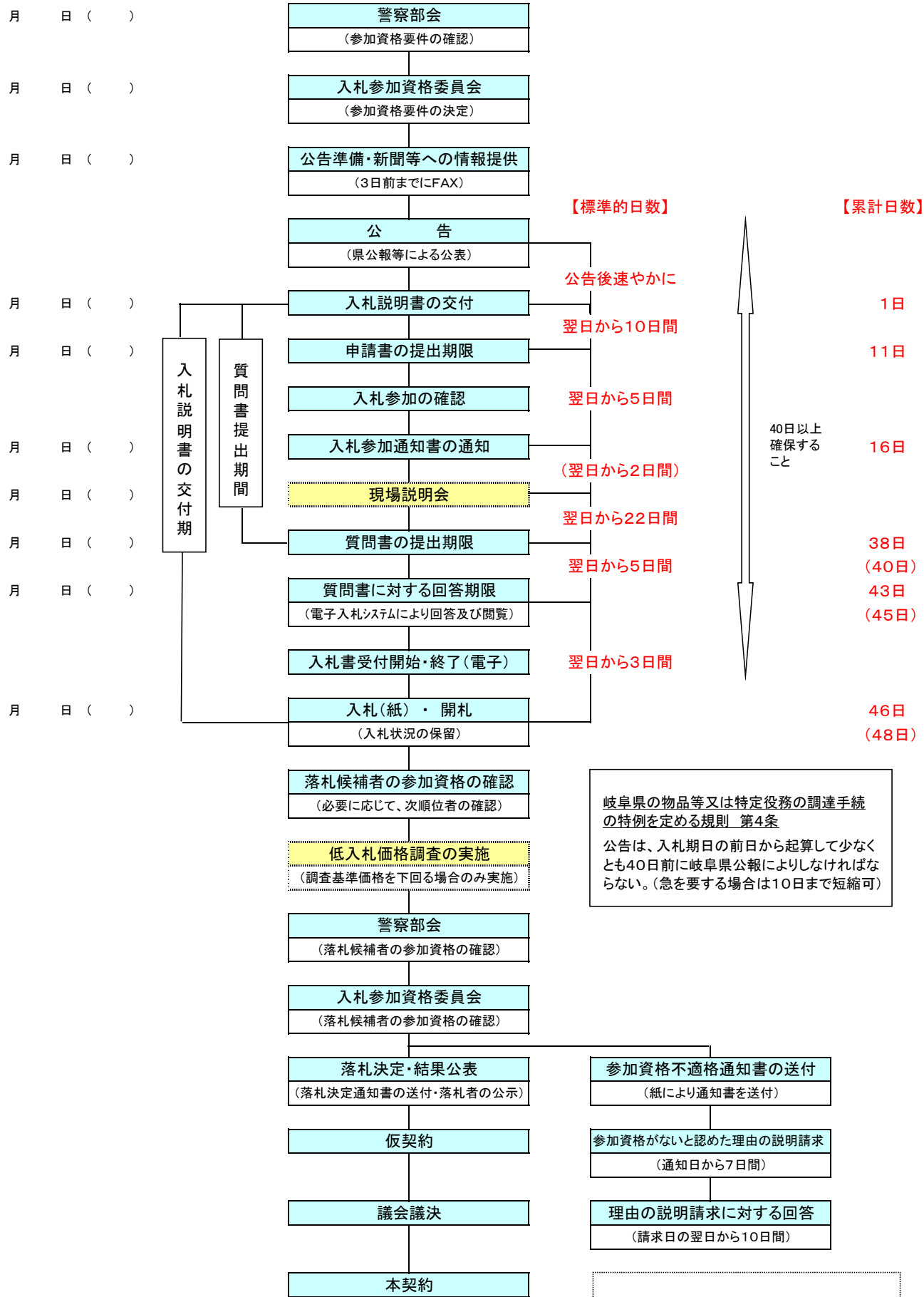
価格競争(WTO対象外かつ設計工事費が5億円未満の工事)



価格競争(WTO対象外かつ設計工事費が5億円以上の工事)



価格競争(WTO対象工事)



工種別入札参加資格要件

1 交通信号機工事

工事費区分	入札方式	等級格付	総合点数	対象工事に対する施工実績	地域要件	配置技術者の施工実績
2,500万円以上	条件付き 一般競争	A	800点以上	2.5割程度以上（規模）	県内に本店、支店又は 営業所を有すること	2.5割程度以上の元請従事経験
2,500万円未満 1,000万円以上		B	799点以下	2.5割程度以上（規模）	県内に本店、支店又は 営業所を有すること	2.5割程度以上の元請従事経験
1,000万円未満	通常 指名競争					

2 道路標識工事

工事費区分	入札方式	等級格付	総合点数	対象工事に対する施工実績	地域要件	配置技術者の施工実績
1,000万円以上	条件付き 一般競争	A	850点以上	2.5割程度以上（規模）	県内に本店、支店又は 営業所を有すること	2.5割程度以上の元請従事経験
1,000万円未満	通常 指名競争					

3 道路標示工事

工事費区分	入札方式	等級格付	総合点数	対象工事に対する施工実績	地域要件	配置技術者の施工実績
1,000万円以上	条件付き 一般競争	A	850点以上	2.5割程度以上（面積・規模）	県内に本店、支店又は 営業所を有すること	2.5割程度以上の元請従事経験
1,000万円未満	通常 指名競争					